

倉吉・琴浦都市計画区域マスタープランの見直し案の概要

はじめに・・・

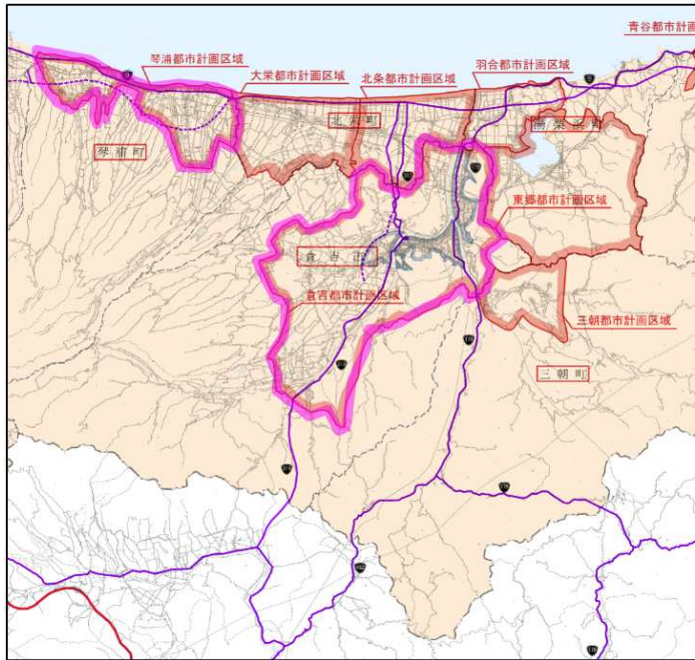
○都市計画区域マスタープランとは



都道府県が、一つの市町村を越える広域的見地から、都市計画区域毎に、区域区分をはじめとする都市計画の基本的な方針を定めるもの。

○都市計画区域マスタープランに定める事項

- ・都市計画の目標
- ・区域区分の決定の有無及びその方針（市街化区域と市街化調整区域の区分）
- ・土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 見直しの対象とする県中部地域の都市計画区域



<凡例>	
	今回の見直し対象区域 ・倉吉都市計画区域 ・琴浦都市計画区域
	見直しをしない区域※ ・三朝都市計画区域 ・東郷都市計画区域 ・羽合都市計画区域 ・北条都市計画区域 ・大栄都市計画区域

※三朝町、湯梨浜町、北栄町の各都市計画区域においては、現行のマスタープランの計画期間であるR6年以降に改定予定

2. 見直しの理由

現在の都市計画区域マスタープランが策定された平成16年以降、県中部地域は市町村合併、人口減少、少子高齢化の進展などの社会情勢が大きく変化したことや、旧東伯町と旧赤碕町の各都市計画区域が統合され、新たな琴浦都市計画区域が都市計画決定されたことから、現在の社会情勢や、東伯・赤碕地区の「一体となったまちづくり」の方針を踏まえ、倉吉・琴浦の2つの都市計画区域についてマスタープランの見直しを行う。

3. 都市計画区域マスタープラン見直し案の概要

【都市づくりの目標】

(各区域共通)

- ・活力ある都市づくり
- ・地域コミュニティの活性化
- ・持続可能な都市づくり
- ・環境に配慮した都市づくり
- ・防災減災・防犯都市づくり
- ・住民を主役とした透明性のある都市づくり

(倉吉都市計画区域)

- ・広域的視点での都市機能の強化
- ・地域資源を活かした魅力ある都市づくり

【区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)の方針】・・・各区域共通

- ・区域区分による土地利用規制は行わない。(現状を維持する。)

【土地利用の方針】

(倉吉都市計画区域)

- ・市街地は都市的土地利用を図ることを推進し、まとまった農地や森林地域は原則都市的土地利用を抑制し自然環境の保全を図る。

(琴浦都市計画区域)

- ・市街地での移住者・若年層の住宅確保や農村集落の維持等に対応するため、今後の土地利用のあり方を検討していく。営農環境との調和を図りつつ、工業用地の確保を推進する。

【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】・・・各区域共通

- ・道路や下水道等の都市施設の整備について、整備状況に合わせた整備目標の見直しを行う。